

令和元年（行ウ）第643号，同第650号，同第651号 国籍確認請求事件

原告 楊馥成 ほか2名

被告 国

準備書面(1)

令和2年6月2日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

笠 間 那 未 果
志 村 直 之
塚 田 佳 代
小 林 祥 之
長 坂 祥 子



目次

第1	請求の原因に対する認否	3
1	「1 当事者」について	3
2	「2 平和条約に伴う国籍離脱の扱い」について	3
3	「3 最高裁昭和36年4月5日大法廷判決」について	4
4	「4 最高裁昭和37年12月5日大法廷判決」について	4
5	「5 世界人権宣言15条と日本国憲法13条」について	5
6	「6 原告らの日本国籍について」について	5
7	「7 まとめ」について	5
第2	被告の主張	5
1	原告らの主張の概要	5
2	台湾人としての法的地位を有していた者は平和条約の発効により日本国籍を喪失したこと	6
3	国内法の定めがないことをもって、原告らの国籍が曖昧なままである旨主張する原告らの主張には理由がないこと	10
4	世界人権宣言15条と憲法13条を根拠として、原告らの日本国籍が本人の同意なしに剥奪されることはないとの結論が導かれるとの原告らの主張には理由がないこと	11
第3	結語	13

第1 請求の原因に対する認否

1 「1 当事者」について

(1) 第1段落及び第2段落について

不知。

(2) 第3段落について

ア 第1文について

不知。

イ 第2文について

日本の国内法上台湾人としての法的地位を有した者が、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号、以下「平和条約」という。）による領土権の放棄に伴い、平和条約発効の日（昭和27年4月28日）に日本国籍を喪失したことは認め、その余は知らないし否認。

2 「2 平和条約に伴う国籍離脱の扱い」について

(1) 第1段落について

平和条約が日本国と連合国との間で昭和26年9月8日に締結され、昭和27年4月28日に発効し、日本の主権が承認されたこと、及び日華平和条約が日本国と中華民国との間で同日締結され、同年8月5日に発効したことは認める。

なお、「台湾を信託統治していた中華民国」とあるが、国際連合憲章（昭和31年条約第26号）第12章に基づく信託統治地域に台湾が入っていたとは承知していない。

(2) 第2段落について

平和条約が、日本国籍を有していた台湾人の国籍の取扱いに関する直接の規定をもたないこと、日本政府は平和条約の発効に伴い、日本は台湾に対する領土主権のみならず台湾人に対する対人主権も放棄したという解釈を採ったことは認める。また、日華平和条約は、第10条において、「この条約の

適用上、中華民國の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であった者並びにそれらの子孫で、台湾及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令によつて中国の国籍を有するものを含むものとみなす。」と規定するほかは、日本国籍を有していた台湾人の国籍に関する直接の規定を持たないことは認める。

(3) 第3段落について

台湾人が平和条約の発効に伴い、国籍を喪失した者として扱われることとなり、昭和27年4月19日付け民事甲第438号法務府民事局長通達「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（甲3、以下「本件通達」という。）が発出されたこと、及び、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の対象とされたことは認める。

3 「3 最高裁昭和36年4月5日大法廷判決」について

(1) 第1段落及び第2段落について

最高裁昭和36年4月5日大法廷判決（甲4、民集15巻4号657ページ。以下「昭和36年最高裁判決」という。）において、原告らが指摘した判示がなされていることは認める。

(2) 第3段落について

平和条約2条（b）項に、原告ら引用の規定があることは認める。

4 「4 最高裁昭和37年12月5日大法廷判決」について

(1) 第1段落について

最高裁昭和37年12月5日大法廷判決（甲5、刑集16巻12号1661ページ。以下「昭和37年最高裁判決」という。）が「台湾人としての法的地位をもつた人は、台湾が日本国と中華民國との間の平和条約によつて、日本国から中華民國に譲渡されたのであるから、昭和二七年八月五日同条約の発効により日本の国籍を喪失したことになるのである」と判示したこと、

日華平和条約2条が「日本国は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下「サン・フランシスコ条約」という。）第二条に基づき、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。」と規定していることは認める。

(2) 第2段落について

争う。

5 「5 世界人権宣言15条と日本国憲法13条」について

1948年12月10日に国連総会において世界人権宣言が採択され、世界人権宣言15条に、原告らが引用する規定があることは認め、その余は全体として争う。

6 「6 原告らの日本国籍について」について

(1) 第1段落について

不知。

(2) 第2段落ないし第4段落について

争う。

7 「7 まとめ」について

認否の限りでない。

第2 被告の主張

1 原告らの主張の概要

原告らは、戦前、日本の領土であった台湾において、当時日本国籍を有していた両親（台湾出身）の間に出生して日本国籍を取得していたにもかかわらず、平和条約及び日華平和条約の発効に伴い、日本国籍を離脱した者として扱われることになったところ、世界人権宣言15条は、国籍を人権として位置付け、何人もほしいままに国籍を奪われることはないことを規定しており、同条

の趣旨は、国籍を幸福追求権の内容として保障した憲法13条の解釈にいかされるべきであるなどと主張して、原告らが日本国籍を有することの確認を求めている。

2 台湾人としての法的地位を有していた者は平和条約の発効により日本国籍を喪失したこと

しかるに、日本の国内法上台湾人としての法的地位を有していた者は、平和条約の発効により日本国籍を喪失しており、次に述べるとおり、原告らの主張には理由がない。

(1) 台湾人の日清講和条約後の法的地位について

ア 日清講和条約から終戦まで

台湾は、日清講和条約（明治28年5月10日公布）（乙1）によりその領土が日本に帰属することとなり、その領土主権と対人主権が日本に完全に譲渡され、その構成員だった台湾人全部について譲渡当時国内に住所を有するかどうかを問わず日本国籍を有することとなった。

イ 終戦から平和条約発効まで

昭和20年9月2日、降伏文書（乙2）の署名が行われ、日本の統治権は連合国最高司令官の制限下に置かれ、台湾は将来日本の領土から分離することが約束され、事実上日本の主権が及ばなくなった。

(2) 平和条約の発効により台湾人の日本国籍が喪失したこと

ア 平和条約2条（b）は「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しており、同規定は日本が台湾に対する領土権一切を放棄したことを意味するが、領土変更に伴う国籍の変動については明文をもって規定していない。

しかし、領土変更に伴って対人主権の紐帯としての国民の国籍に変動のあることは国際法上通例のことである。平和条約2条（b）は、台湾及び澎湖諸島に対する領有権を放棄するとともに、台湾及び澎湖諸島に属すべ

き人に対する主権も放棄したものと理解すべきである。したがって、台湾に現住する台湾人のみではなく、仮に日本が台湾を領有しなかったならば日本国籍を取得せず、中華民国の国籍を保有したであろう全ての者（即ち台湾人）が、平和条約による領有権の放棄に伴い、平和条約発効の日（昭和27年4月28日）に日本国籍を喪失したものと解される。

イ なお、平和条約2条(a)項では、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と定め、日本国が朝鮮の独立を承認して、朝鮮に属すべき領土に対する主権を放棄することを規定している。

同項に関し、平和条約発効前の朝鮮人男性と婚姻した内地人女性の国籍が問題となった昭和36年最高裁判決は、「この規定は、朝鮮に属すべき領土に対する主権（いわゆる領土主権）を放棄すると同時に、朝鮮に属すべき人に対する主権（いわゆる対人主権）も放棄することは疑いをいれない。」「このことは、朝鮮に属すべき人について、日本の国籍を喪失させることを意味する。」とし、「平和条約によつて、日本は、朝鮮の独立を承認し、朝鮮に属すべき人の日本国籍を喪失させることになった。」と判示した。

そして、昭和36年最高裁判決の上記解釈は、その後の朝鮮人の国籍に関する最高裁判決においても採用されており（昭和37年最高裁判決のほか、最高裁判所昭和40年6月4日第二小法廷判決・民集19巻4号898ページ、最高裁判所平成10年3月12日第一小法廷判決・民集52巻2号342ページ、最高裁判所平成16年7月8日第一小法廷判決・民集58巻5号1328ページ）、平和条約の発効に伴い、それまで日本の国内法上で朝鮮人としての法的地位を有していた者が日本国籍を喪失したことは、もはや最高裁判決により確立した法理であるといえる（最高裁判所平成10年3月12日第一小法廷判決の調査官解説（最高裁判所判例解説

民事篇平成10年度(上)255及び256ページ)。

ウ また、前掲調査官解説では、「平和条約の発効と同日に公布、施行された『ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律』(昭和27年法律第126号)(乙3)は、出入国管理令の一部改正に伴う経過措置として、その二条で、日本在留の外国人であって在留資格を有することなく在留することのできる者及びその期間の特例を定めているが、同条一項三号及び六項は、その該当者として、『日本国との平和条約の規定に基づき同条項の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者』を挙げている。この規定は、平和条約発効の日に、朝鮮人及び台湾人が日本国籍を当然喪失すべきことを前提としたものである。」と解されている(同265ページ)。

エ このような解釈に基づき、本件通達(甲3)が発出され、本件通達第1(1)において「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。」とし、平和条約の発効により、台湾に属すべき者が日本国籍を喪失することを前提として、これに伴う国籍及び戸籍事務の取扱いが示された。

(3) 日華平和条約10条により、台湾人は中華民國の国籍を有するものとみなされるものであること

日華平和条約は、昭和27年4月28日、日本国と中華民國の代表によって署名され、同年7月5日に国会の承認を受け、同年8月5日、条約第10号として公布された条約である。

日華平和条約2条は、「日本国は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約(以下「サン・フランシスコ条約」という。)第二条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したこと

が承認される。」と規定している。

日華平和条約は、平和条約26条が「日本国は、千九百四十二年一月一日の連合宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国または以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。」と規定したことに基づいて締結された条約であり、同条の定めるところに、同条約に定めるところと同一又は実質的に同一の条件を有するもので、両国にとって、この条約は、平和条約の再確認にすぎず、いわば、追認的意味を持っていたにすぎないものである。

その上で、日華平和条約10条は、「この条約の適用上、中華民國の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫で、台湾及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令によつて中国の国籍を有するものを含むものとみなす。」と規定している。台湾人が平和条約2条(b)により日本国籍を喪失したことを前提とした上で、日華平和条約10条は、そのような台湾人を中華民國の国籍を有するものとみなすこととしたものである。

(4) 小括

このように、台湾人は、平和条約による領有権の放棄に伴い、平和条約発効時（昭和27年4月28日）に日本国籍を喪失し、さらに、日華平和条約の発効時（昭和27年8月5日）には、中華民國の国籍を有するとみなされることとなったものである。

なお、最高裁は、次のとおり、日本の国内法上台湾人としての法的地位を持った者が日華平和条約の発効により日本国籍を喪失したとの解釈を示している。

すなわち、最高裁は、台湾人男子と婚姻した内地人女子の国籍が問題とな

った昭和37年最高裁判決において、「当裁判所の判例（昭和三〇年（オ）第八九〇号，同三六年四月五日大法廷判決，民集一五卷四号六五七頁）は，日本の国内法上で朝鮮人としての法的地位をもつた人は，日本国との平和条約発効により，日本の国籍を喪失したものと解している。その法理は，日本の国内法上台湾人としての法的地位をもつた人についても，これを異にすべき理由はない。ただ，台湾人としての法的地位をもつた人は，台湾が日本国と中華民国との間の平和条約によつて，日本国から中華民国に譲渡されたのであるから，昭和二七年八月五日同条約の発効により日本の国籍を喪失したことになるのである。」と判示している。

そして，最高裁昭和37年判決における上記解釈は，その後の最高裁判決（最高裁昭和38年4月5日第二小法廷判決・裁判集民事65号437ページ，最高裁昭和58年11月25日第二小法廷判決（以下「昭和58年最高裁判決」という。）・裁判集民事140号527ページ）において踏襲されている。

3 国内法の定めがないことをもって，原告らの国籍が曖昧なままである旨主張する原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは，「日本国憲法10条は，日本国民たる要件は，法律でこれを定めるとするが，台湾系日本人の国籍について定める法律はなく」，「原告らの日本国民としての地位については，甚だ曖昧なままである。」と主張し（訴状6ページ），日本の国内法上台湾人としての法的地位を持った者の国籍につき，国内法の定めがないことをもって，原告らの国籍があいまいである旨主張するようである。

(2) 日本の国内法上台湾人としての法的地位をもつた者の国籍は平和条約又は日華平和条約の解釈に委ねられていること

この点，昭和36年最高裁判決が「なるほど，憲法10条は，日本国民の

要件を法律で定めることを規定している。しかし、これを定めた国籍法は、領土の変更に伴う国籍の変更について規定していない。しかも、領土の変更に伴って国籍の変更を生ずることは、疑いを入れないところである。この変更に関しては、国際法上で確立した原則がなく、各場合に条約によつて明示的または黙示的に定められるのを通例とする。したがつて、憲法は、領土の変更に伴う国籍の変更について条約で定めることを認めた趣旨と解するのが相当である。」と判示するとおり、本件のように戦争の結果に基づく領土の変更に伴う国籍の変動の場合は、戦争の終結を意味する平和条約によって決定され、その解釈に委ねられるのが一般であるといえる。

ところで、日本が台湾等の領有権を放棄した平和条約において、領土の変更に伴う国籍の変動については何ら特別に明文の規定を設けていない。しかし、前記のとおり、平和条約は、台湾及び澎湖諸島に対する領有権を放棄するとともに、台湾及び澎湖諸島に属すべき人に対する主権も放棄したものと理解すべきであるから、国籍の点に関してたとえ平和条約に明文の規定がなくとも、仮に日本による台湾の領有がなかったならば、日本の国籍を取得せず、中華民国国籍を保有したであろう全ての者（日本が台湾を領有したことにより日本国籍を取得した台湾人としての両親から出生して日本国籍を有する子、その子孫等）が、領土変更に伴い日本の国籍を喪失すると解すべきことは当然の事理である。

したがつて、国内法の定めがないことをもって原告らの国籍が曖昧なままであるとする原告らの主張には理由がない。

4 世界人権宣言 15 条と憲法 13 条を根拠として、原告らの日本国籍が本人の同意なしに剥奪されることはないとの結論が導かれるとの原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、世界人権宣言 15 条は、国籍を人権として位置付け、何人もほ

しいままに国籍を奪われることはないことを規定しており、同条の趣旨は、国籍を幸福追求権の内容として保障した憲法13条の解釈にいかされるべきであり、国籍が本人の同意なしに剥奪されることはないと主張する（訴状5及び6ページ）。

(2) 世界人権宣言15条2及び憲法13条を根拠として本人の同意なしに日本国籍が剥奪されることはないとの原告らの主張には理由がないこと

しかし、世界人権宣言それ自体は、その前文において努力目標の宣言であることを明らかにしており、法的拘束力を有しないのであって、世界人権宣言15条がそのまま国際法上又は国内法上の法的な効力を有するものではない。したがって、世界人権宣言15条は、平和条約2条の効力に影響を与えるものではない。

その上であえて述べれば世界人権宣言15条2の「ほしいままに」との文言は、「正当な手続及び正当な理由なくして」の意味に解するのが相当であって、原告が主張するように「ほしいままに」を「本人の同意なしに」と解することは、厳格かつ狭きに失するものである。したがって、日華平和条約により台湾人が日本国籍を喪失したと解することは、正当な手続及び理由に基づいたものとして、世界人権宣言の趣旨に反するものではない。

この点、昭和58年最高裁判決の控訴審である東京高裁昭和55年6月12日判決（東京高等裁判所判決時報民事31巻6号124ページ）においても、同旨の解釈が示された上、「台湾人の日本国籍の喪失は、前示のとおり、戦争の結果に基づく平和条約による領土の割譲に伴った国籍の変動として生じたものであり、かつ領土の変更に伴う国籍の変更に關しては、後記のとおり条約により明示的或いは黙示的に定められるのを通例とするから、世界人権宣言は、このような包括的な国籍の変更までをもほしいままな国籍剥奪として禁止する趣旨のものではないというべきである。従って、日華平和条約により台湾人が日本国籍を喪失したと解することは、正当な手続及び理由に

基づいたものとして、世界人権宣言に抵触するものではないといわなければならない。」と判示され、同結論は、昭和58年最高裁判決においても、「世界人権宣言は、法的な拘束力をもつものではない」として、維持されている。

したがって、世界人権宣言15条と憲法13条の規定に基づき、原告らの同意なしに日本国籍が剥奪されることはないとの結論を導く原告らの主張には、理由がない。

第3 結語

以上のとおり、原告らは、日清戦争による日本領有の結果日本国籍を取得した台湾人及びその子孫であると主張するようであるが、そうであれば、平和条約の発効により、日本国籍を喪失したものである。また、仮にこのような立場を採らないとしても、既に述べた最高裁の解釈によれば、遅くとも日華平和条約の発効時には日本国籍を喪失したこととなる。

したがって、原告らの請求はいずれも理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以 上